

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部改正に関する市民意見の概要及び神戸市の考え方

1. 意見募集期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）

2. 提出意見数

1通（1件）

3. 意見の概要と本市の考え方

※意見内容は趣旨を損なわない程度に要約

番号	意見	意見に対する神戸市の考え方
1	・御影公会堂があじさいネットから申込み可能になることは大変喜ばしいことです。 ・白鶴ホールの募集を4か月前→半年前 or 9か月前 or 1年前など少し早めに募集開始にしてほしいです。兵庫県下の他のホールで大人数が入る会場で「4か月前」というところはなく、イベントを開催する場合に「告知は半年～1年前」にすることが多く、4か月迄は集客が難しいことが理由です。 ・他のお部屋は2か月前→4か月前になることありがたいです。 ・時間区分は午前9時～12時・午後13時～17時・夜18時～21時のように他のホールと同じがよろしいかと思います。兵庫県下には色々ホールはありますが、「神戸市民」がお得になるようなホールはなく、市外の施設を利用することがありますが、施設利用料金が1.5倍になるなど、つらい部分もありますので神戸市内のホールが使いやすくなることを望みます。	・公会堂の設置目的は「市民の集会等の利用に供するため」（神戸市立御影公会堂条例第1条）であるため、利用料金も比較的安価に設定され、予約開始日も地域住民が気軽に利用できるよう設定しています。 ・あじさいネットの導入にあたっては、御影公会堂の施設（ホールおよび集会室等）の予約開始日を統一する必要があるため、集会室等についても、ホールと同様に4か月前に設定しています。 ・6か月以上前から予約を開始した場合、ホールは大規模な音楽会や発表会が開催されやすくなる一方で、地域住民も含め幅広く利用されている集会室等の予約が取りづらくなる懸念があります。 ・時間区分については、「神戸市立御影公会堂条例」に定められており、変更する場合は条例改正が必要となるため、今回の規則改正で変更することができませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。